

労働力人口と組合員數

	總數	男子	女子	%
労働力人口 (3月)	35,820,000	21,750,000	14,070,000	39
組合員數 (9月)	6,627,181	5,103,191	1,523,713	23

註 組合員において、男女の計が総数と一致しないのは、男女内韓不期があるためである。

%は総数に対する女子の割合である。

産業別賃金調 (1948年9月)

産業	男 子	女 子	%
全 工 业	平7,874	平8,030	42
農 業	6,505	3,265	50
製 造 業	7,379	4,188	67
通 道 業	7,760	3,820	49
電 気 業	9,281	3,773	41
水 道 業	8,209	3,430	41

註 本表に引用した資金は毎月労働統計調査によるもので、一人當り一ケ月間の現金給与と総額を示している。百分率は男子に対する女子の割合である。

婦人少年局月報

Monthly Bulletin

W.M.B., L.M.

年少労働者の雇用をめぐる世界の動き

世界の国でも戦後労働力が缺乏しているので、その対策の一として年少労働者の適正な雇用とその取扱いに深い关心を示している。

国によつて労働力の不足も度合が異なるので、その対策の内容

は年少労働問題の適正化を図るために、職場における年少者に對して被

行政院の協力と機会である。例えは、ベルギーの労働厚生省は

年少労働問題の適正化を図るために、委員會が設立され、ベルギーの労働厚生省は

年少労働問題の適正化を図るために、委員會が設立され、ベルギーの労働厚生省は

年少労働問題の適正化を図るために、委員會が設立され、ベルギーの労働厚生省は

年少労働問題の適正化を図るために、委員會が設立され、ベルギーの労働厚生省は

年少労働問題の適正化を図るために、委員會が設立され、ベルギーの労働厚生省は

年少労働問題の適正化を図るために、委員會が設立され、ベルギーの労働厚生省は

賣春等處罰法案について

第二回會で審議未了になつた

第三條 売春の場所を提供するため監督

される施設をいう。

第二條 売春をした者は六月以

下の懲役若しくは五千元以下

の罰金又は拘置若しくは料科

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

第三條 売春の相手方は前條第

一項に同じ。

第四條 人を欺き又は困惑させ

て賣春をさせた者は二年以下

の懲役又は一萬圓以下の罰金

第五條 親族、業者、雇用共他

第六條 売春の場所を提供し又

第七條 他人をしよう婚とする

業指標に熱心な努力が拂われ、

地的厚生對策を充實するため、コスタリカ等に設置され、デン

ムラでは婦人が無任所大臣

貨物の引上げ、厚生福利施設の整備

最近監督部内に一課を新設し、

ムラでは婦人が無任所大臣

に任命され、その権限内には生

産面における児童問題を含めて

アーティカ等に設置され、デン

ムラでは婦人が無任所大臣

貨物の引上げ、厚生福利施設の整備

最近監督部内に一課を新設し、

ムラでは婦人が無任所大臣

に任命され、その権限内には生

産面における児童問題を含めて

ムラでは婦人が無任所大臣

に任命され、その権限内には生

産面における児童問題を含めて

